

## 生ごみ処理機等の購入費を補助します

家庭での生ごみを堆肥にして有効利用してみませんか。

町では、電気式生ごみ処理機、およびコンポスト・EMコンポストなどの生ごみ処理機の購入費用の2分の1（限度額：2万円）を補助します。ぜひ、ご利用ください。

### ○補助対象者

- ・利根町に住所があり、生ごみ処理機を継続して使用する方。
- ※過去に補助金を受けたことがある方は、5年間は申請できません。

### ○補助対象数

- ・電気式生ごみ処理機：1世帯1基
- ・生ごみ処理容器：1世帯2基まで

### ○申し込み方法

- ・領収書（申請者あてのもの）、印鑑（スタンプ式印鑑以外のもの）、通帳、機器のパフレットをご持参の上、申請してください。

### ◎申し込み先・問い合わせ 役場環境対策課

TEL 68-2211（内線252）

## 住民課窓口でのご本人確認のお願い

転入、転出、転居など住民登録に関する届け出や認知、養子縁組、養子離縁、婚姻または離婚などの戸籍に関する届け出、各種証明書の発行には窓口に来られた方の**本人確認書類**が必要になります。

利根町では住民基本台帳法、戸籍法、戸籍法施行規則などに基づいて窓口において次のとおり本人確認を実施しております。

### 《本人確認書類の具体的な証明の例》

※「氏名+住所」、または「氏名+生年月日」が確認できることが前提です。

#### 1点で本人を確認できるもの（例）

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたもの）
- ・旅券（パスポート）
- ・個人番号カード
- ・写真付き住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・国もしくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真付きのもの（船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、養育手帳など）

#### 2点以上で本人を確認できるもの（例）

※①の書類1点以上+②の書類を1点以上提示、または①の書類を2点以上提示。

②の書類のみが2点以上あっても確認できません。

ので、ご注意ください。

### ①の書類

- ・国民健康保険証、健康保険証、船員保険証もしくは介護保険の被保険者証、共済組合員証
- ・国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険もしくは船員保険に係る年金証書、共済年金もしくは恩給の証書
- ・写真の貼付のない住民基本台帳カード

### ②の書類

- ・学生証
- ・法人が発行した身分証明書（国もしくは地方公共団体の機関が発行したものを除く写真付きのもの）
- ・国もしくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（1点の書類で足りるものを除く写真付きのもの）

上記の身分証明書等をお持ちでない方は、窓口にてお申し出ください。また、印鑑登録、およびパスポート申請につきましては、別途お問い合わせください。

### ◎問い合わせ先 役場住民課 窓口係

TEL 68-2211（内線242）

## 認知症高齢者が継続して生活できる地域づくり

### 地域支援推進員・初期集中支援チームを設置

認知症高齢者の数は、2025年に約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人が達すると見込まれています。今や認知症は誰もが罹る可能性がある身近な病気です。

町では、認知症高齢者が住み慣れた地域で生活をできるだけ継続していくために、認知症の方に、医療や介護といった支援が適切に提供されるように、認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームを設置しました。

#### ○認知症地域支援推進員

認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、認知症専門医療機関、介護サービス事業者などの関係機関と連絡調整、連携のための体制づくりを行います。

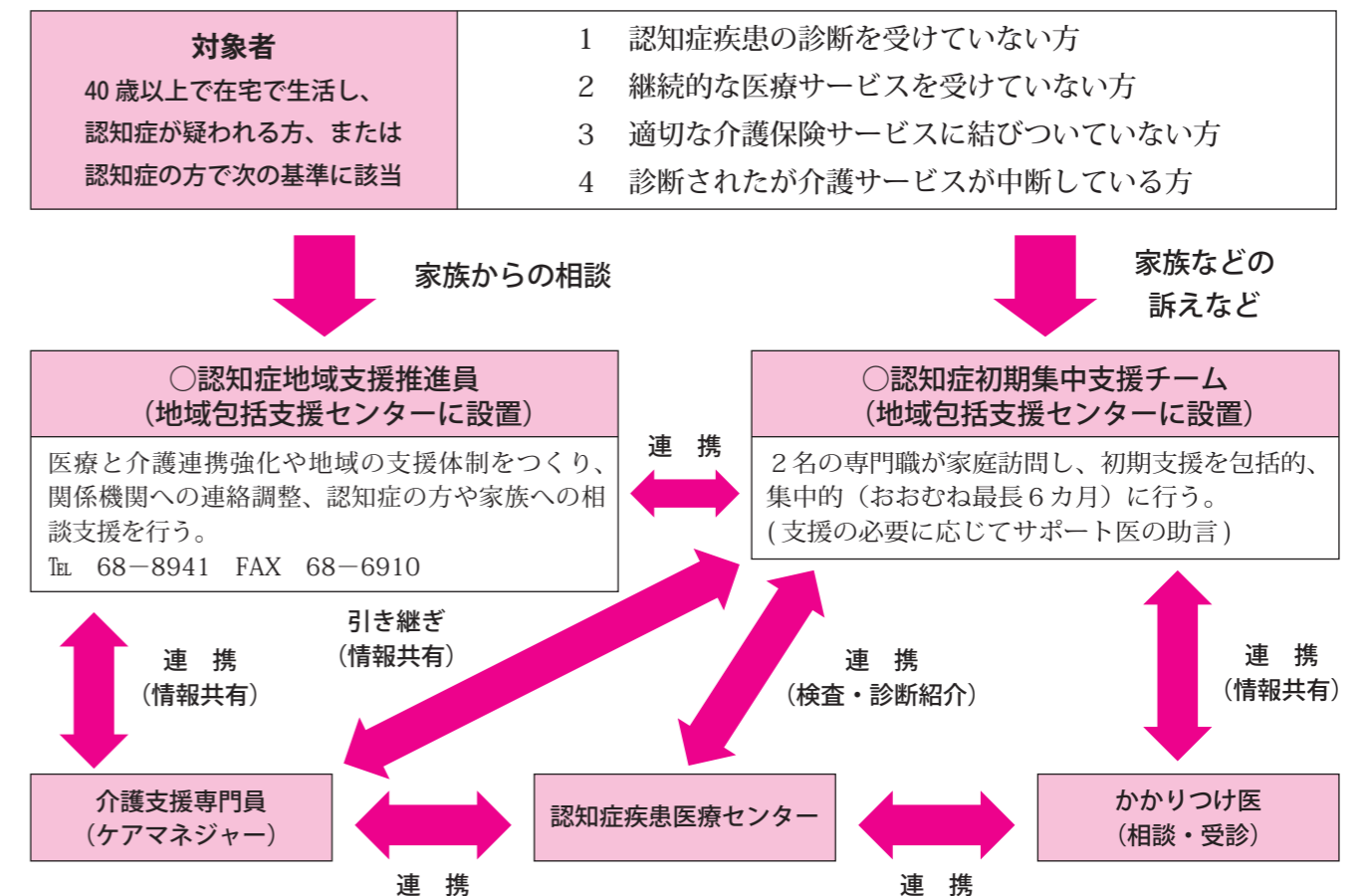
認知症に関して気がかりなことがありましたら、利根町地域包括支援センターにご相談ください。

#### ○認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる方や認知症の方に対し、早期診断・早期対応ができるよう、2名の専門職が家庭を訪問し、必要に応じて認知症サポート医の助言を得て、認知症専門医療機関の紹介や介護サービスの利用に関する支援を、包括的、集中的（おおむね最長6カ月）に行います。

### 認知症地域支援推進員 認知症初期集中支援チーム

#### 連携概念図



◎問い合わせ先 利根町地域包括支援センター（役場福祉課内） TEL68-2211（内線348）